

§ 7 国 民 年 金 事 業

1 国民年金事業の概要

国民年金は、すべての国民が加入する制度で、老齢、障害、死亡といった人生のリスクから生活を守り、国民生活の安定を目指すものです。昭和 34 年に国民年金法が制定され、昭和 36 年に「国民皆年金」体制が始まりました。

その後、昭和 61 年の制度改正で、すべての国民を対象に基礎年金を支給する仕組みが導入され、本格的な高齢社会に対応する制度へと進化しました。さらに、平成 18 年度の保険料多段階免除、平成 29 年度の受給資格期間の 10 年短縮、令和元年度の産前産後期間の保険料免除や年金生活者支援給付金の導入など、時代に合わせた改正が繰り返されています。

また、令和 4 年度には、年金手帳から基礎年金番号通知書への切替えや、電子申請による加入・保険料免除手続きが可能になるなど、利便性の向上も図られています。

国民年金事業は、国、市、日本年金機構が連携して運営しており、少子高齢化が進む中でも、全国民の所得保障の中心として、制度の安定的な運営と充実が期待されています。

(1) 国民年金の被保険者

国民年金の被保険者

第 1 号被保険者	日本国内に住んでいる自営業者、学生、無職の方など（外国人登録されている方を含む）で 20 歳以上 60 歳未満の方
第 2 号被保険者	厚生年金保険、共済組合等の加入者で 65 歳未満の方
第 3 号被保険者	第 2 号被保険者に扶養されている配偶者で 20 歳以上 60 歳未満の方

任意加入被保険者

次の 1 から 4 のすべてに該当する方が任意加入することができます。

- 1 日本国内に住所のある 60 歳以上 65 歳未満の方
- 2 老齢基礎年金の繰上げ受給をしていない方
- 3 20 歳以上 60 歳未満までの保険料納付月数が 480 月（40 年）未満の方
- 4 厚生年金保険・共済組合等に加入していない方

このほか、次のような方が任意加入することができます。

- ・年金の受給資格期間を満たしていない 65 歳以上 70 歳未満の方
- ・海外に住んでいる日本人で 20 歳以上 65 歳未満の方

(2) 国民年金の保険料

国民年金の第1号被保険者および任意加入者は、保険料を納めなければなりません。また、より高い老齢給付を望む第1号被保険者・任意加入者は、希望により付加保険料を納めることができます。

- ・ 定額保険料 月額 17,920円 (令和8年度)
- ・ 付加保険料 月額 400円

① 国民年金保険料の免除制度

保険料を納めることが困難な方には、保険料の免除制度、納付猶予制度、学生には納付特例制度等があります。

法定免除	生活扶助を受けているときや、障害年金を受けているとき。
産前産後期間の免除	出産前後の一定期間の保険料については、納付することを要せず保険料納付済期間に算入されます。
育児期間の免除 (令和8年10月開始)	1歳未満の子を育てている方(実父母・養父母)は一定期間の保険料については、納付することを要せず保険料納付済期間に算入されます。
全額免除	前年所得額が全額免除の基準以下、または失業等により保険料納付が困難な場合に申請して承認されたとき、保険料の全額が免除され受給資格期間に含まれます。
一部免除 4分の3免除 半額免除 4分の1免除	前年所得額が一部免除の基準以下、または失業等により保険料納付が困難な場合に申請して承認されたとき、保険料の一部が免除されます。減額された保険料を納めた期間は、受給資格期間に含まれます。
納付猶予	前年所得額が基準以下の50歳未満の方で、申請し承認されたとき納付が猶予されます。受給資格期間に含まれますが年金額へ反映されません。
学生納付特例	前年所得額が基準以下の学生で、申請し承認されたとき、納付が猶予されます。受給資格期間に含まれますが年金額へ反映されません。

(注) 厚生年金保険・共済組合の加入者である第2号被保険者とその被扶養者である第3号被保険者の保険料は、各々の制度でまとめて国民年金制度に拠出しますので、被保険者が保険料を支払う必要はありません。

ただし、第3号被保険者は、配偶者の勤務先経由での届出が必要です。

(3) 国民年金の給付

① 基礎年金

ア 老齢基礎年金

<支給要件>

老齢基礎年金は、保険料を納めた期間と免除された期間および合算対象期間を合わせて10年以上ある方が、65歳になったときに支給されます。

<年金額>

- ・保険料を全期間（40年間）納めた方

847,300円（月額70,608円）

844,900円（月額70,408円） 昭和31年4月1日以前に生まれた方

- ・年金額の計算

$$847,300円 \times \frac{\text{保険料納付月数} + \text{一部免除月数} \times (7/8 \sim 5/8) + \text{全額免除月数} \times 1/2^{**}}{\text{加入可能年数}(40年)} \times 12$$

$$844,900円 \times \frac{\text{保険料納付月数} + \text{一部免除月数} \times (7/8 \sim 5/8) + \text{全額免除月数} \times 1/2^{**}}{\text{加入可能年数}(40年)} \times 12$$

※ ただし平成21年3月分までは、保険料納付月数 + 一部免除月数 × (1/2 ~ 5/6) + 全額免除月数 × 1/3

<支給の繰上げ、繰下げ>

繰上げ受給は、60歳から65歳までの間に請求することができます。受給権発生年月日までに繰上げた月数ごとに年金額が減額されます。

繰下げ受給は、66歳から75歳（昭和27年4月1日以前生まれの人は70歳）までの間に請求することができます。受給権発生年月日から繰下げた月数ごとに年金額が増額されます。

昭和37年4月2日以降生まれの人の支給率			
繰り上げ（1ヶ月あたり0.4%減額）		繰り下げ（1ヶ月あたり0.7%増額）	
60歳～60歳11月	76.0%～80.4%	65歳～65歳11月	100%（繰り下げ該当なし）
61歳～61歳11月	80.8%～85.2%	66歳～66歳11月	108.4%～116.1%
62歳～62歳11月	85.6%～90.0%	67歳～67歳11月	116.8%～124.5%
63歳～63歳11月	90.4%～94.8%	68歳～68歳11月	125.2%～132.9%
64歳～64歳11月	95.2%～99.6%	69歳～69歳11月	133.6%～141.3%
65歳	100%	75歳	184%

※ 一度、減額・増額された年金額は生涯変わりません。

※ 昭和37年4月1日以前生まれの人の繰上げ支給率は、0.5%減額です。

イ 障害基礎年金

<支給要件>

障害年金は、次の1から3の要件すべてに該当する方が受給できます。

1 初診日要件

- ① 初診日において国民年金の被保険者である方
- ② 初診日において、20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない方

※ いずれも老齢基礎年金の繰上げ受給をしていない方

※ 初診日とは、障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日のこと

2 認定日要件

障害認定日または、20歳に達したときの障害の程度が障害等級表（国民年金法施行令別表）の1級または2級に該当していること。

※ 障害認定日とは初診日から1年6か月を経過した日、その期間内に治った（症状が固定した）場合はその日

障害認定日に法令に定める障害の状態に該当しなかった方でもその後障害の程度が悪化し1級または2級に該当する程度の障害になった場合には、65歳に達する日の前日までの間に改めて請求することができます。（事後重症による請求）

3 納付要件

初診日の前日において、初診日がある月の2か月前までの被保険者期間で、保険料納付済期間（保険料免除期間を含む）が2／3以上あることが必要です。特例で初診日が令和18年3月31日までにあるときは、初診日がある月の2か月前までの直近1年間に保険料の未納がなければよいことになっています。

20歳前に初診日がある場合は、納付要件は不要です。

<年金額>

基本額	1級	1,059,125円（月額88,260円）
		1,056,125円（月額88,010円）※
	2級	847,300円（月額70,608円）
		844,900円（月額70,408円）※

※ 昭和31年4月1日以前に生まれた方

加算額 障害年金を受けられるようになったとき、その方により生計を維持されている子がいる場合は、次の金額が加算されます。

（子とは、18歳到達年度の末日までにある子または、20歳未満で障害等級が1級、2級の障害状態にある子のこと。）

243,800円	1人目、2人目の子の加算額
81,300円	3人目以降の子の加算額

ウ 遺族基礎年金

<支給要件>

死亡した方によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」が受給できます。

(子とは、18歳到達年度の末日までにある子または、20歳未満で障害等級1級、2級の障害状態にある子のこと。)

<納付要件>

死亡日の前日において、死亡日が含まれる月の2か月前までの被保険者期間に、保険料納付済期間(保険料免除期間を含む)が2/3以上あることが必要です。特例で死亡日が令和18年3月31日までにあるときは、死亡日が含まれる月の2か月前までの直近1年間に保険料の未納がなければよいことになっています。

<年金額>

基本額 847,300円
 844,900円 (昭和31年4月1日以前に生まれた方)
加算額 243,800円 1人目、2人目の子の加算額
 81,300円 3人目以降の子の加算額

支給額

(ア) 「子のある配偶者」		基本額 + 加算額
(イ) 受給権のある「子」が	1人	基本額
	2人以上	$\frac{\text{基本額} + 2人目以降の加算額}{\text{年金を受ける「子」の数}}$

② 国民年金の独自給付

ア 付加年金

<支給要件>

国民年金第1号被保険者・任意加入被保険者が定額保険料に付加保険料(月額400円)をプラスして納付すると、老齢年金に付加年金が上乗せされて支給されます。

<年金額>

付加年金額 200円 × 付加保険料を納付した月数

イ 寡婦年金

<支給要件>

死亡日の前日において、国民年金第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)としての保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて10年以上ある夫が、年金を受けないで死亡した場合に、10年以上婚姻期間があり夫によって生計を維持されていた妻に対して60歳から65歳まで支給されます。

<年金額>

夫の第1号被保険者期間だけで計算した老齢基礎年金額の3/4の額です。

ウ 死亡一時金

<支給要件>

死亡日の前日において、国民年金第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）としての保険料納付済期間が3年以上ある方が、年金を受けないで死亡したとき、その遺族に支給されます。

（遺族の範囲は、死亡時に生計を同一にしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹です。（順位記載順））

<一時金の額>

保険料を納付した期間に応じて、次表のとおり。

納付済期間	金 額
36月以上 180月未満	1 2 0, 0 0 0 円
180月以上 240月未満	1 4 5, 0 0 0 円
240月以上 300月未満	1 7 0, 0 0 0 円
300月以上 360月未満	2 2 0, 0 0 0 円
360月以上 420月未満	2 7 0, 0 0 0 円
420月以上	3 2 0, 0 0 0 円

※ 4分の1免除期間については3／4、半額免除期間については1／2、4分の3免除期間については、1／4に相当する月数を合算します。

③ 特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として創設されました。

<支給対象者>

次の1、2に該当する方で、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害状態にある方が受給できます。

ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限ります。

- 1 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象者であった学生
- 2 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象者であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者

<支給額>

障害基礎年金1級の程度に該当する方 月額58,650円

障害基礎年金2級の程度に該当する方 月額46,920円

2 年金生活者支援給付金

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

(1) 老齢（補足的老齢）年金生活者支援給付金

<支給要件>

次の1から3の要件すべてに該当する方が対象となります。

- 1 65歳以上の老齢基礎年金受給者
- 2 同一世帯の全員が市町村民税非課税であること
- 3 前年の年金収入金額とその他の所得との合計が以下の通り

老齢年金生活者支援給付金は809,000円以下※1

※1 昭和31年4月1日以前生まれの方は、806,700円以下

補足的老齢年金生活者支援給付金は809,000円を超え
909,000円以下※2

※2 昭和31年4月1日以前生まれの方は、806,700円を超え906,700円以下

<給付額>

1. 老齢年金生活者支援給付金

保険料納付済期間等に応じて算出され、次のAとBの合計となります。

A 保険料納付済期間に基づく額（月額）

5,620円×保険料納付済期間（月数）/480月

B 保険料免除期間に基づく額（月額）

11,768円×保険料免除期間（月数）/480月

2. 補足的老齢年金生活者支援給付金

保険料納付済期間に基づく額に調整支給率を乗じて得た金額となります。

5,620円×保険料納付済期間/480月×調整支給率

(2) 障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金

<支給要件>

- 1 前年の所得が「4,794,000円以下+扶養親族の数×38万円※」以下

※同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、

特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円

- 2 障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者

<給付額>

障害等級1級の者 月額7,025円

障害等級2級の者および遺族である者 月額5,620円

3 国民年金事業の実施状況

加入の状況

(単位：人)

年 度	人 口	被 保 険 者 数			
		第 1 号(強制)	任 意	第 3 号	計
R 3	246, 256	27, 406	543	13, 390	41, 339
R 4	242, 467	26, 560	519	12, 532	39, 611
R 5	238, 213	25, 838	532	11, 811	38, 181
R 6	234, 530	24, 698	481	10, 815	35, 994
R 7	230, 892	23, 894	477	9, 993	34, 364

※ 各年度とも、年度末の人員を示しています。

納付の状況

(単位：月，％)

年 度	対象月数 A	納付月数 B	納付率 B/A
R 3	146, 356	102, 347	69. 9
R 4	139, 479	101, 846	73. 0
R 5	136, 503	102, 494	75. 1
R 6	131, 782	100, 158	76. 0
R 7	126, 920	96, 326	75. 9

※ 各年度とも、年度末の月数を示しています。

免除者の状況

(単位：人，％)

年 度	法 定 免 除		申 請 免 除		合 計	
	免 除 者 数	免除率	免 除 者 数	免除率	免 除 者 数	免除率
R 3	5, 031	18. 4	11, 449	41. 7	16, 480	60. 1
R 4	4, 979	18. 7	11, 220	42. 3	16, 199	61. 0
R 5	4, 958	19. 2	10, 647	41. 2	15, 605	60. 4
R 6	4, 887	19. 8	10, 011	40. 5	14, 898	60. 3
R 7	4, 835	20. 2	9, 742	40. 7	14, 577	61. 0

※ 各年度とも、年度末の人員を示しています。

受給権者の状況

(単位：人)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
老 齢 年 金	老齢基礎	84,074	84,048	83,865	83,616	83,424
	老齢（旧法）	656	549	460	400	353
	通算（旧法）	547	438	336	255	203
	計	85,277	85,035	84,661	84,271	83,980
障 害 年 金	障害基礎	5,841	5,907	5,917	5,899	5,901
	障害（旧法）	120	110	101	91	85
	計	5,961	6,017	6,018	5,990	5,986
遺 族 年 金	遺族基礎	344	350	324	337	315
	寡婦年金	31	28	25	29	27
	計	375	378	349	366	342
合 計		91,613	91,430	91,028	90,627	90,308

※ 各年度とも、年度末の人員を示しています。

